

平成 22 年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について

平成 22 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、本日審議した教科用図書を採択する。

2009 年（平成 21 年）7 月 24 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、及び同法施行令第 14 条の規定により、中学校用教科用図書については、平成 21 年度に採択替えをする必要があるため。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の職務権限）

第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（途中省略）

6 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。

（以下省略）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条第1項 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条第1項 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

(以下省略)